

プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 第 356 回企業会計基準委員会、第 101 回実務対応専門委員会及び第 102 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 356 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 13 日開催）、第 101 回実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2017 年 3 月 21 日開催）及び第 102 回専門委員会（2017 年 4 月 4 日開催）で議論された公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。聞かれた主な意見への対応は、審議事項(3)-2 及び審議事項(3)-4 で検討する。

（質問 1）公共施設等運営権に関する会計処理

（実施契約の解約の可否に関する事項を明示すべきであるとのコメントへの対応について）

（第 101 回専門委員会で聞かれた意見）

2. 結論の背景で PFI 法の規定内容を説明している箇所に「基本的には、管理者等及び運営権者が実施契約を解約する場合は想定されていない。」との記載を追加しているが、この部分に記載すると、会計処理の前提としての記載ではなく、PFI 法の解釈をしているとの誤解を生じさせるのではないか。
3. コメントへの対応として、結論の背景に追記されている「基本的には、管理者等及び運営権者が実施契約を解約する場合は想定されていない。」との部分については、現時点で実施されている公共施設等運営事業に関する点が明らかになるような記載とした方が良いのではないか。

（公共施設等運営権の取得が、リース取引に該当するかどうかを再整理すべきであるとのコメントへの対応について）

（第 356 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

4. コメント対応案において、リース会計基準を適用しない理由として、一般的に想定されるリース取引と異なる性格を有する点を挙げているが、理由としては不十分であり、より具体的な記載が必要と考える。

（第 101 回専門委員会で聞かれた意見）

5. コメント対応案において、リース会計基準の適用範囲に含めない論拠として、複数の公共施設等が一体となって 1 つの事業を構成するという実態を必ずしも適切に表

さなくなる点を強調した方が分かりやすいのではないか。

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

6. リース会計基準の適用範囲に含めない理由を3点挙げていると理解しているが、修文案では文章の区切りが分かりづらく、その点が不明確であると考ええる。

(プロフィットシェアリング条項に基づく支出額の会計処理について、表現の見直しを求めるコメントへの対応について)

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

7. 修文案では、プロフィットシェアリング条項に基づき各期に算定された支出額を、算定された期の費用とするとされているが、依然として費用計上の対象期間が不明確であると感じており、算定対象期間の費用とするというような表現が望ましいと考える。

(質問2) 更新投資に関する会計処理

(更新投資の「義務性」の明確化を求めるコメントへの対応について)

(第101回専門委員会で聞かれた意見)

8. 管理者等は運営権者に対して更新投資の実施時期及び実施内容をあらかじめ具体的に示すことが想定されるため、修文案のように管理者等が具体的な金額を示しているか否かではなく、管理者等と運営権者との間で具体的な金額が合意されているか否かで更新投資の会計処理を区分する方が実態に合っているのではないか。
9. 更新投資の実施時期及び実施内容の大半について、管理者等が運営権者に対して具体的な金額をあらかじめ示しているか否かで更新投資の会計処理を区分する方法は、条件が厳しすぎるのではないか。
10. 管理者等が運営権者に対して具体的な金額を示しているか否かという点については、「運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合」の判断にあたって考慮すればよいのではないか。

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

11. 事務局の修文案は実態に即したものとなっており、修文案に賛成である。
12. コメント対応案について、更新投資の実施時期及び具体的な内容が管理者等から運営権者に提示されるという点に加え、「更新投資に係る資本的支出に関する支出見込額の総額及び支出時期が合理的に見積ることができる場合」という点も

記載する必要があると考える。

(公共施設等運営権の取得時に計上する更新投資に係る資産の会計的性質の明確化を求めるコメントへの対応について)

(第101回専門委員会で聞かれた意見)

13. 更新投資に係る資産の会計的性質については、公共施設等運営権と一体の会計処理を行うべきとする観点も追記していただきたい。

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

14. 更新投資に係る資産が無形固定資産の区分に計上される理由について、説明が必要と考える。

(運営権設定期間の終了時に、管理者等と運営権者との間で金銭の授受が行われる場合の減価償却に関する取扱いの明確化を求めるコメントへの対応について)

(第101回専門委員会で聞かれた意見)

15. 修正案は、残存価額の算定について述べたものと考えられるが、この記載では、管理者等と運営権者との間で授受される金銭を残存価額に含めるかどうかという点が分かりにくいのではないか。

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

16. 修正案では、管理者等と運営権者との間で授受される金銭を残存価額として算定するとされているが、両者は必ず一致するとは限らないため、修正案の表現は見直した方が良いのではないか。

(大規模修繕が行われる場合の取扱いの検討を求めるコメントへの対応について)

(第101回専門委員会で聞かれた意見)

17. コメント対応において、企業会計原則注解(注18)の要件に照らして引当金の計上要否を検討する旨の記載がされているが、修正案の結論の背景は、修繕費については支出時の費用処理しか想定されていないような表現となっているため、コメント対応表と整合する内容を追記した方が良いのではないか。
18. 大規模修繕に関連して引当金に関する記載を行う場合、修繕引当金に関する現行の実務は企業の置かれた状況により多様であるため、それらへの影響が生じないよう、表現ぶりについて慎重に判断する必要があると考える。

(質問3) 表示及び注記事項

(注記事項に関する取扱いの一部修正を求めるコメントへの対応について)

(第356回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

19. 公開草案で提案された注記事項について、一般的な重要性の判断が適用されると考えられる旨をコメント対応案に記載した点は有意義であり、その点が分かるように修正案に記載することも検討していただきたい。

(第101回専門委員会で聞かれた意見)

20. 重要性による注記の省略規定を明示することにより、投資家の意思決定に必要な情報が開示されなくなるリスクが生じる点を懸念する。このような省略規定を設けるのではなく、結論の背景に、公共施設等運営事業が類似している場合には集約を認める旨を記載する程度で良いのではないかと考える。
21. 修正案では、重要性の判断を公共施設等運営事業ごとに行うのか、全体で行うのかが不明確であるほか、個々の公共施設等運営事業の重要性は乏しいものの、公共施設等運営事業全体として重要性があるケースに対応できないため、性質が類似する公共施設等運営事業を集約できる旨の規定を定めた方が良いと考える。

(第102回専門委員会で聞かれた意見)

22. 公共施設等運営事業ごとに注記を行うとされているが、公共施設等運営事業と公共施設等運営権の関係が不明確であり、明確化のための説明を記載することが望ましいと考える。
23. 個々の公共施設等運営事業の重要性が乏しい場合に限り集約ができるようにするなど、集約に当たっては何らかの制限を設ける必要があると考える。

以 上